

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	M2S-V-30707
名称	CH-101 PAR 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	22.6.2
		改正年月日	
		単位	機
		補給本部航空機部航空機整備課	

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、海上自衛隊のCH-101のPARについて適用する。

1.2 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める事項とこの仕様書に規定する事項が相違する場合には、この仕様書が優先する。

a) 仕様書

MHS-V-46008 航空機定期修理共通仕様書

M2S-V-30021 航空機等業者負担部品等共通仕様書

b) 法令等

航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）

c) 技術文書等

10類1T第3101号 MCH-101/CH-101型航空機フライト・ハンドブック

10類1T第3102号 MCH-101/CH-101型航空機整備取扱説明書

10類1T第3103号 MCH-101/CH-101型航空機構造修理取扱説明書

10類1第3106号 MCH-101/CH-101型航空機点検・検査項目表

10類2T第322号 RTM322-02/8型ターボシャフト・エンジン整備取扱説明書

1.3 標準作業期間

標準作業期間は、6か月とする。

2 実施要領

実施要領は、MHS-V-46008及び附属書Aのとおりとする。

3 提出書類等

MHS-V-46008 の 2.10 によるほか、表 1 のとおりとする。ただし、電子機器、武器装備図（変更分）を除く。

なお、航空機等修理記録（H表）は、書面及び電子媒体（MO又はCD）で提出する。

表 1－提出書類

項目	名 称	提 出 時 期	提出先及び部数
			補給本部
1	納入時搭載記録	航空機納入後 2週間以内 ^{a)}	1
2	納入時形態記録		1
注 ^{a)} 期限内 ただし、納入時搭載記録については、対象部品に異動があるとき、納入時形態記録については、新規納入品がある場合に提出する。			

4 技術役務の提供

技術役務の提供は、MHS-V-46008 の 5.1b)1)による。

5 品質保証

5.1 監督・検査

官の実施する監督及び検査は、MHS-V-46008 による。

6 その他の指示

6.1 部品流用

交換を必要とするエンジン、機器、部品等の入手時期が作業工程に間に合わないと予想される場合には、監督官の確認を得て、他の航空機から相互流用することができる。

6.2 業者負担部品

業者負担部品は、M2S-V-30021 のとおりとする。

6.3 専用治工具

本作業に必要な治工具の準備及び取扱い等については、MHS-V-46008 によるほか、次による。

- 契約の相手側は、必要な専用治工具を準備する。
- MCH/CH-101 の専用治工具が利用可能な場合は、これらを使用するものとする。
- 契約の相手側は、専用治工具を良好な状態に維持管理するものとする。

6.4 官給品

官給品は、MHS-V-46008 によるほか、交付期限は契約の相手方の支給希望時期から原則として 30 日以内とし、契約の相手方の工場において官給する。

なお、契約相手方は、官給品の機体装備及び使用上必要な事項について官及び官給品製造業者から情報を受けることができる。

6.5 貸付品

貸付品は、契約の相手方が、この契約において、必要とする技術資料、関連機器等で防衛省が保有するもののうち、貸付可能なものについては、所要の時期に契約の相手方に無償で貸し付ける。細部については、要求元と協議するものとする。

6.6 品質管理

品質管理は、MHS-V-46008による。

6.7 疑義事項

この仕様書に疑義が生じた場合には、契約担当官等と協議するものとする。

附則

この仕様書は、23年度国債契約以降適用する。

附属書 A
(規定)
機体関係作業実施要領

A.1 総則

この附属書は、CH-101のPAR作業における機体関連実施要領を定めるものである。

なお、本作業は特に指示されたものを除き、**1.2) C) 技術文書等**によるものとし、それにより難いB段階整備以上のものについては、修理会社技術資料に記載された作業、専用治工具等により実施するものとする。

A.2 作業実施要領

A.2.1 航空機の引渡し

航空機の引渡しは、次による。

a) 引渡し部隊実施作業

航空機搬入に先だち、次の作業は部隊が実施する。

- 1) この附属書で適用されない軽微な不具合の修復
- 2) 定期修理搬入時部隊確認項目表に基づく試験等の実施及びその結果の同表への記載

b) 持込制限

次のものは、修理工場へ持込まないものとする。

- 1) 機体付属品
- 2) 選択装備品（人員輸送装置（I型）8名分及びジャンプ・シートを除く。）
- 3) レスキュー・ホイスト，IFFシステム，コックピットカーテン，HIFR

A.2.2 航空機の受入れ

航空機の受入れは、次による。

- a) 航空機を安全な場所に係留し、インベントリを行う。
- b) 航空機の来歴簿を点検し、記録が機器製造番号と合致していることを確認する。
- c) 搬入部隊から主な不具合事項の報告を受け、PAR作業における追加項目について検討する。
- d) 定期修理搬入時部隊確認項目表を参照して、エンジン関係の目視点検及び受入試験を行う。
- e) 航空機に適用すべき改修指示書の実施区分がB段階以上のものについて実施状況を確認する。
ただし、単体機器についてのもの、点検のため分解を要するもの及び適用全号機実施確認済のもの
は除く。
- f) エンジンの防せいは、**海幕装備第 5622 号及び第 10 類 2T 第 322 号**によって実施する。
- g) 機体の防せいは、**海幕装備第 5622 号及び 10 類 1T 第 3102 号**によって実施する。
- h) 燃料，作動油，潤滑油は機体から抜き取る。燃料抜き取り後はタンク内残留ガスを排除し、作業上の危険防止処置を行う。燃料がJP-5の場合は、搬入部隊に引渡す。

i) 次の機体部品を用いて受入試験のデータを記録する。

1103773A1 DTC (2EA)

A.2.3 航空機の洗浄

航空機の洗浄は、次による。

- a) 機体の洗浄を行う。
- b) 機体内面の清掃を行う。

A.2.4 各部の作業

分解、組立、復旧、機能試験は、表A.1による。ただし、PAR回数及び作業項目欄に×印のあるか所の作業について行う。作業の詳細は10類1第3106号及び10類1T第3102号による。

なお、スペシャル、インスペクション (SI-1500 以下時間毎、及びSI-その他(該当項目)) を附属して実施する。ただし、エンジン本体の点検項目は除く。

表A.1—各部の作業

PAR回数				作業項目
1				
×				a) CALCULATED TASK INTERVAL 2000 時間に該当する項目
×				b) CALCULATED TASK INTERVAL 2000 時間/48 か月に該当する項目
				c) CALCULATED TASK INTERVAL 2400 時間/96 か月に該当する項目
				d) CALCULATED TASK INTERVAL 2500 時間に該当する項目
				e) CALCULATED TASK INTERVAL 3000 時間に該当する項目
				f) CALCULATED TASK INTERVAL 4000 時間に該当する項目
				g) CALCULATED TASK INTERVAL 5000 時間に該当する項目
×				h) CALCULATED TASK INTERVAL 5000 時間/48 か月に該当する項目
×				i) CALCULATED TASK INTERVAL 48 か月に該当する項目
×				j) CALCULATED TASK INTERVAL 60 か月に該当する項目
				k) CALCULATED TASK INTERVAL 96 か月に該当する項目
<p>注記 特に指示する場合を除き、下記の作業は行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・油脂類の交換前のサンプル取得並びに検査 ・MHS-V-46008 の 2.1.b 電子機器、武器関係及び MHS-V-46008 の附属書B 電子機器、武器関係作業実施要領に該当する作業 				

A.2.5 修理作業実施に関する一般事項

修理作業実施に関する一般事項は、MHS-V-46008 及び 10 類 1T 第 3102 号による。

なお、付表 A.1 に記載した CH-101 の機器取扱説明書に基づく修理作業は原則として実施しない。必要な場合は監督官と協議の上実施する。

A.2.6 航空機の仕上げ

航空機の仕上げは、次による。

- a) 機体外面については、塗装のはく離した部分（リベット頭、ファスナとその周辺の上塗りが摩滅した部分などを含む。）は、部分的に補修塗装を行う。
なお、補修などによる塗装面の色むらは許容される。
- b) 機体内面、部品などについては、必要に応じて部分塗装を行う。
なお、補修などによる塗装面の色むらは許容される。
- c) 機体外面のデカルについては、点検し、はく離及び汚損の著しいものの張り替えを行う。また、内面デカルについては、緊急用のもので判読不明のものは張り替えを行う。
- d) 所要の作業が終了した航空機に対してウエイト・アンド・バランスの測定を行う。ただし、アライメント検査は行わない。

A.2.7 漏水試験

機体漏水試験は実施しない。

A.2.8 飛行試験及び納入準備

飛行試験及び納入準備は、次による。

- a) 地上運転試験に先だち、所要の補給及び防せい解除を行う。
- b) 飛行前点検及び飛行後点検は、10 類 1 第 3106 号および 10 類 2T 第 322 号により行う。
- c) 社内飛行試験は、10 類 1T 第 3101 号により行う。飛行時間は以下を標準とする。
社内飛行時間 10 時間
- d) 航空機の来歴簿に所要事項を記入する。
- e) 航空機のインベントリー・チェックを行う。
- f) 空輸のために必要な飛行前点検/日々点検を行う。
- g) 次の緊急装備品及び救命装備品は、飛行試験前に搬入部隊が受注者工場に搬入する。

なお、飛行試験期間中に定期点検の期限切れが発生する場合、受注者は搬入部隊に良品との交換を依頼することができる。

- 1) KAE-1 携帯用消火器 (2EA)
- 2) QP6545-308-04765 救急のう (1EA)
- 3) FRR-25A 救命浮舟 (1EA)

h) 次の機体部品を用いて飛行試験のデータを記録する。

なお、記録したデータが一杯になった場合、受注者は搬入部隊に当該部品の交換を依頼することができる。

1103773A1 DTC (2EA)

A.2.9 修理不要事項

機体搬入時の状態のうち、修理を不要とする事項は表A.2による。

表A.2-修理不要事項

番 号	名 称	状 態
1	全般	
a)	ボルト、スクリュ、ナット、ワッシャ、クイック・リリース・ファスナ等(セルフ・ロック・ナットを除く。)	機能上、支障のない軽微な傷及びさび
b)	クランプ及びインシュレータのクッション・ゴム	機能上、支障のないクッション・ゴムの部分的な縁の破れ及び金属部の軽微なさび
c)	デカル、ステンシル、マーキング	不良、変色、汚れ、欠品(レンジ・マーク及びスリップ・マーク等飛行安全に関するものは除く。)
d)	銘 板	損傷、文字の不鮮明
e)	配管及びホース組立	機能上支障のないフィッティング及びナットの軽微なさび又は傷
f)	塗装面	機体内部塗装面の部分的なはく離又は変色
g)	ドレン・チューブ及びドレン・ホース	透明チューブの変色、破損及び閉塞の恐れのない軽微な不具合

表 A. 2—修理不要事項(続き)

番 号	名 称	状 態
2	構造	
a)	機体及び水平, 垂直尾翼	外板の軽微な傷, 凹み及び膨らみ
b)	床板	軽微な凹み, 膨らみ, 傷, 塗装の部分的な剥れ, 床板ラグの軽微なら膨らみ
c)	ラック及びドア	軽微な凹み, 膨らみ, 傷
3	操縦席	
	風防ガラス	構造, 強度上問題のない軽微な歪, 傷
4	機体窓	
	明取り窓, 各種ドア窓, パ ブル・ウインドウ	構造, 強度上問題のない軽微な歪, 傷又は曇り
5	エンジン及びAPU	
	エンジン及びAPU	内外板の軽微なさび, 防火壁の軽微な傷, 凹み, 油 面が確認できる範囲のオイル点検窓の汚れ
6	座席等	
a)	シート	プラスチック, カバーの軽微な割れ, 縫工品の軽微 な破れ, ほつれ, 汚れ,
b)	ショルダー・ハーネス, 安 全ベルト	汚損, 金属部のさび又は布部のほつれ
7	電気系統	
a)	電線	軽微な汚れ, 塗料の付着等
b)	インシュレータ・チューブ	機能上支障のない軽微な変形又は劣化
c)	プラグ, コネクタ	機能上支障のない外側の汚れ, 軽微な傷, 腐食, カ ップリング・ナットの安全線取付穴の欠損 (1か所 以上, 良好な穴があること。), 脱落防止用チェーン の折損, 欠品 (脱落防止の処置がなされていること。)

表 A. 2—修理不要事項(続き)

番 号	名 称	状 態
d)	コントロール・パネル	脱落の恐れ及び機能上、支障のない文字板等のプラスチック・パネルの欠損、サーキット・ブレーカ・パネルの汚れ
e)	スペア・ランプ、ヒューズ	欠品
f)	ターミナル・カバー	劣化
g)	ボンディング・ジャンパー	機能上、支障のない素線切れ
8	灯火	
	内部灯及びスポット・ライト	カバー及びガラスの汚れ(内部、外部)、塗装の剥れ及び軽微なさび
9	油圧系統	
	リザーバ	油面の確認ができる範囲の油面、油量点検窓の汚れ
10	機器、計器類	
	各系統機器	機能上、支障のない軽微な傷及びさび、外面塗装の軽微な剥れ及び変色、計器ガラス内面の軽微な汚れ、曇り、照明ランプの経年による変色
11	電子系統	
	ブレード型アンテナ	機能上、支障がない軽微な劣化、損傷、軽微な進行性がない傷、塗装の剥れ
12	空調系統	
a)	ブラケット	機能上、支障のない軽微な剥れ、ほつれ、破れ
b)	ダクト	機能上、支障のない軽微な変形、摩耗
c)	グリル、ルーバー	機能上、支障のない軽微な亀裂

表 A. 2—修理不要事項(続き)

番 号	名 称	状 態
13	電子機器 各機器	軽微な損傷，腐食，変形，変色，塗装の剥れ，すり傷，表示文字のかすれ，ランプ類の球切れ，輝度不揃い，パネル及びランプホルダーの軽微なひび割れ，機能上，支障のない能力低下，ダストキャップの欠品又は損傷（脱落防止の処理がなされていること），マウントのすり傷又は軽微なへたり

付表A.1-CH-101の機器取扱説明書

項目	技術刊行物番号	名 称
1	10 類 5 第 090C 号	FDR/CVR/ELT 取扱説明書
2	空 7 類 1 第 300 号	HRC-115()UHF/VHF 無線機取扱説明書
3	12 類 1 第 001U 号	HRC-118 C HF 無線機取扱説明書
4	12 類 3 第 3504 号	画像伝送装置取扱説明書
5	10 類 3T 第 001L 号	ドア修理取扱説明書
6	10 類 3T 第 026C 号	メイン・ランディング・ギア・ブレーキ取扱説明書
7	10 類 3T 第 026D 号	ノーズ・ランディング・ギア・ホイール取扱説明書
8	10 類 3T 第 026E 号	メイン・ランディング・ギア・ホイール取扱説明書
9	10 類 3T 第 040W 号	AFCSTリム・ユニット取扱説明書
10	10 類 3T 第 095T 号	メイン・ローター・スリップリング取扱説明書
11	10 類 7T 第 0703 号	エマージェンシー・フローテーション取扱説明書
12	10 類 3T 第 095U 号	テール・ローター・スリップリング整備取扱説明書
13	10 類 3T 第 006U 号	非常脱出口照明用バッテリー整備取扱説明書
14	10 類 3T 第 040X 号	非常脱出口照明用電源供給ユニット整備取扱説明書
15	10 類 3T 第 0701 号	空調パック整備取扱説明書
16	10 類 3T 第 0702 号	ウォータ・コレクタ整備取扱説明書
17	10 類 3T 第 0703 号	熱交換器整備取扱説明書
18	10 類 3T 第 0704 号	ウォータ・セパレータ整備取扱説明書
19	10 類 3T 第 031N 号	油圧アキュムレータ整備取扱説明書
20	10 類 3T 第 040Y 号	電子シーケンス・ユニット整備取扱説明書
21	10 類 3T 第 095V 号	メイン・ローター・ブレード整備取扱説明書
22	10 類 3T 第 001M 号	構造構成品修理手順書